

平成26年10月22日

胎内市財政課

主任技術者等、現場代理人及び営業所専任技術者に関する留意事項について

当市が発注する建設工事においては、建設工事の適正な施工を確保するために、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者の配置と、当市の建設工事請負基準約款に基づく現場代理人の配置が必要となります。

また、建設業の許可要件として、建設業者は許可を受けようとする建設業それぞれについて、営業所ごとに専任の技術者を置かなければならぬこととされています。

上記に関する留意事項を以下にまとめましたので、十分理解のうえ適切に対応してください。

なお、内容については、関係法令等の改正に伴い変更となる場合があります。

1. 主任技術者又は監理技術者について

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する現場における工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

そこで、当該工事に一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。））を置かなければなりません。

（1）主任技術者（建設業法第26条第1項）

元請・下請、請負金額にかかわらず配置しなければなりません。

（2）監理技術者（建設業法第26条第2項）

当市から直接請け負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上となる場合には、特定建設業許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

（3）主任技術者等の専任について（建設業法第26条第3項）

当市が発注する建設工事で、工事1件の請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

監理技術者を専任で配置しなければならない工事においては次の要件を満たした監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条第4項、建設業法施行規則第17条の14）

- ①監理技術者資格者証の交付を受けている者
- ②監理技術者講習を過去5年以内に受講した者

(4) 主任技術者等の資格要件

- ①工事を請け負った業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要。
ただし、専任の場合は、入札の申込みのあった日（指名競争入札の場合は入札日、随意契約による場合は見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることを要します。
- ②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

2. 現場代理人について

配置を義務付けています。（胎内市財務規則別記1建設工事請負基準約款第10条）

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。（独自設定）

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを約款において義務付けています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は、常駐を要することから特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。（別途「建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照してください。）

また、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経営業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに一定の要件を満たす技術者を専任で置かなければならぬとされています。（建設業法第7条第2号、同法第15条第2号）「専任」とは、その営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

※営業所の専任技術者と専任の主任技術者等とは、まったく異なる立場の技術者ですので注意してください。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者等との兼務について

主任技術者等が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。(平成15年4月21日 国総建第18号)

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4. 現場代理人と主任技術者等との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者等は兼任することができます。

5. 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可・不可について別表にまとめていますので参考ください。

6. 配置技術者等の変更について

配置技術者等について、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。なお、制限付一般競争入札については、落札候補となった時点で届け出た入札参加申請書記載の配置予定技術者の変更を認めていません。ただし、病休・死亡・退職など特別な理由がある場合は除きます。また、大幅な工事内容の変更等により、主任技術者から監理技術者に変更しなければならない場合も除きます。

7. その他

各種書類への虚偽記載や上記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

別表

主任技術者、監理技術者、現場代理人及び営業所専任技術者の兼務について

		専任を要しない工事（※1）			専任を要する工事（※2）		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人			兼務可	兼務不可		兼務可
	主任・監理技術者		兼務可		兼務可 (※3)	兼務可	
	営業所の専任技術者	兼務不可		兼務可 (※3)		兼務不可	
別工事	専任を要しない工事（※1）	現場代理人	兼務不可 (※4)	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可		兼務可 (※3)	兼務不可	兼務不可
	専任を要する工事（※2）	現場代理人	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可

（※1） 専任を要しない工事とは、主任技術者等を専任で配置する必要がない工事をいいます。請負金額が 2,500 万円（建築一式工事は、5,000 万円）未満の工事を指します。

（※2） 専任を要する工事とは、主任技術者等を専任で配置しなければならない工事をいいます。請負金額が 2,500 万円（建築一式工事は、5,000 万円）以上の工事を指します。

（※3） 営業所の専任技術者が兼務できるのは、3. (3) ①～③の要件を満たす場合です。

（※4） 同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。